

法人課税 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

1. 改正の概要

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を5年間(2025年(令和7年)3月31日まで)延長し、税額控除割合を30%から60%に引き上げるとともに、認定手続の簡素化等を図る。

2. 改正の内容

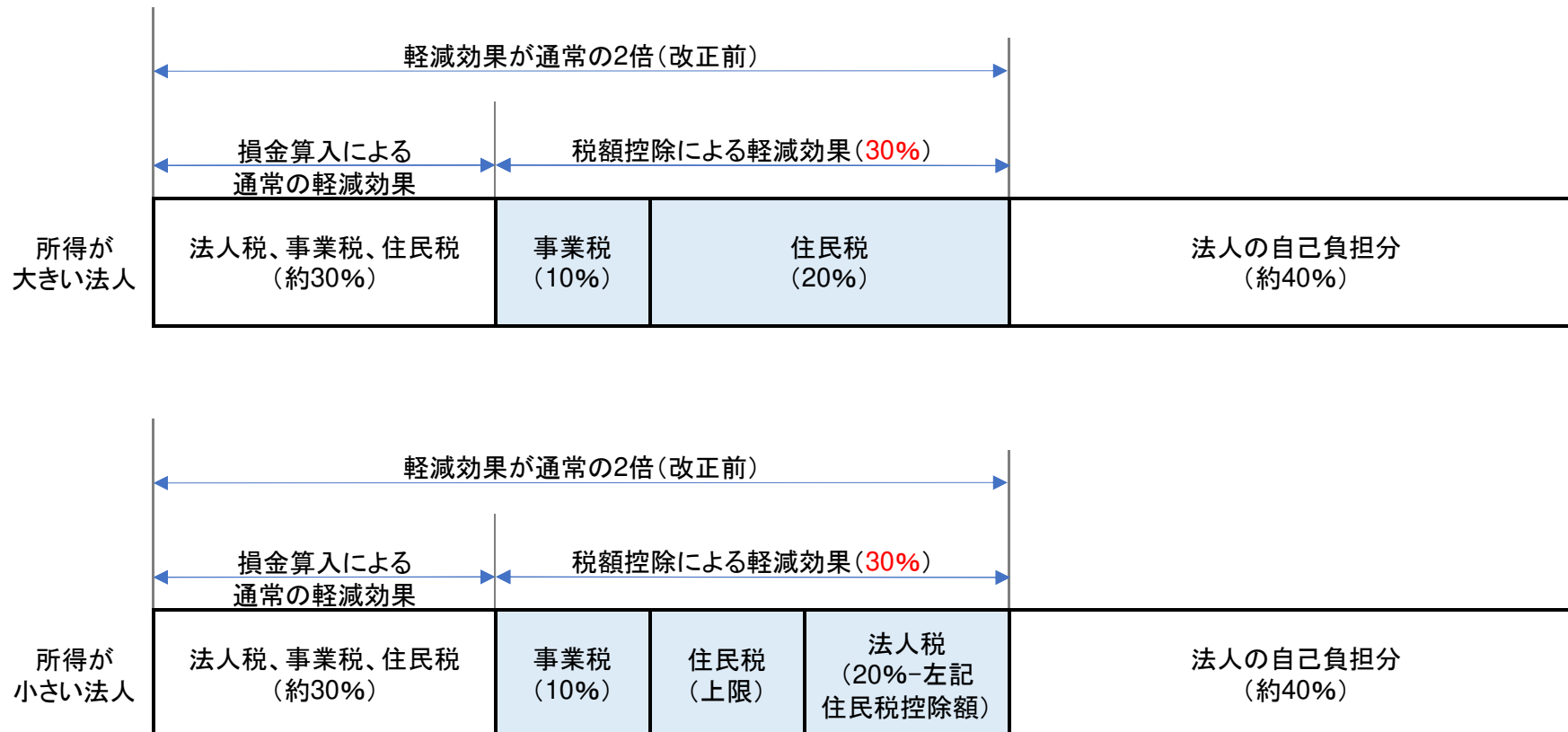
		改正前		改正後				
適用期間		2019年(令和元年)10月1日～2020年(令和2年)3月31日		2020年(令和2年)4月1日～2025年(令和7年)3月31日				
制度概要		青色申告法人が一定期間内に特定寄附金を支出する場合に適用できる制度。対象となる寄附金については、損金算入に加えて、下記の金額を税額から控除できる。		同左				
税額控除	ア	法人事業税	寄附金額×10%	} 30%	ア	法人事業税	寄附金額×20%	} 60%
	イ	法人道府県民税	寄附金額×2.9%		イ	法人道府県民税	寄附金額×5.7%	
		法人市町村民税	寄附金額×17.1%		イ	法人市町村民税	寄附金額×34.3%	
	ウ	法人税	次のいずれか少ない金額 ・イで控除しきれなかった金額 ・寄附金額×10%		ウ	法人税	同左	
特定寄附金		認定地方公共団体に対して、その認定地方公共団体が行った、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金(注)(その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く)。		同左				
まち・ひと・しごと創生寄附活用事業	対象事業	一定の補助金等による事業は対象外		一定の補助金等による事業も対象				
	認定手続	個別事業を認定する方式		包括的に事業を認定する方式(認定手続の簡素化)				
寄附可能な期間		認定地方公共団体はその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金は対象外		認定地方公共団体はその事業を行う前にその認定地方公共団体に対して支出する寄附金も対象(寄附可能な期間の拡大)				

(注)1 1法人における1事業当たりの寄附金額の下限額は10万円

2 主たる事務所が立地する地方公共団体に寄附を行う場合は対象から除外

法人課税 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

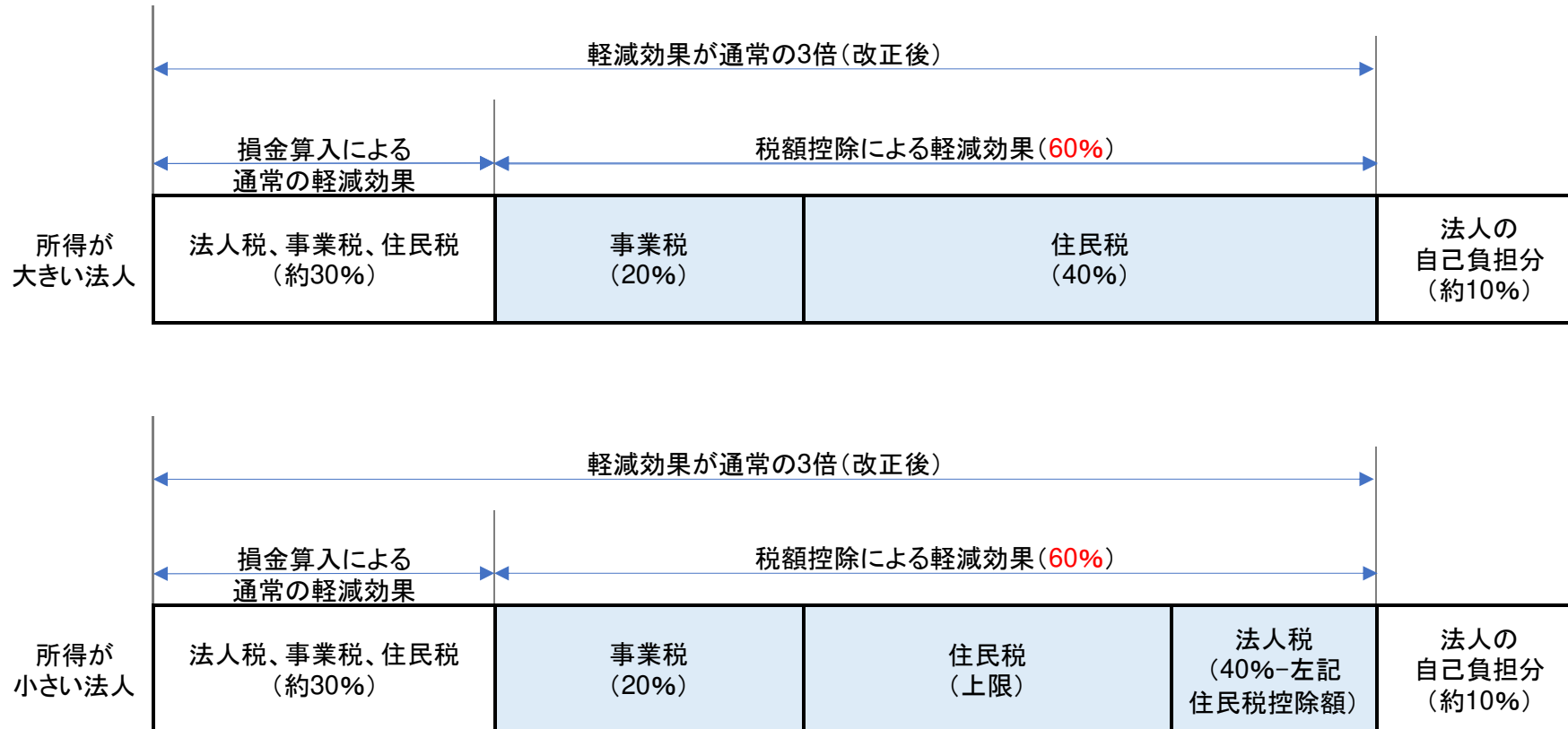
<改正前のイメージ>



(出典:内閣府資料「企業版ふるさと納税ポータルサイト_制度概要」より 一部加筆)

法人課税 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

<改正後のイメージ>



(出典:内閣府資料「企業版ふるさと納税ポータルサイト_制度概要」より 一部加筆)

法人課税 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

2. 適用時期

2020年(令和2年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに支出する特定寄附金について適用

3. 実務上の留意点

- ①改正により認定地方公共団体がその事業を行う前に寄附を行えるようになるため、事業が行われなかった場合の対応が発生する可能性がある。
- ②法人の所得金額等の状況によっては、同じ寄附金額であっても税額控除額が異なる可能性がある。

4. 今後の注目点

- ①地方創生応援税制(企業版ふるさと納税改正)の前提となる関係法令の改正がなされるか。
- ②まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の対象に加えられる一定の補助金等による事業がどのように定められるか。